

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○行政手続における押印等の見直しに伴う北海道規則の整備に関する規則
..... (改革推進課) 1

規 則

行政手続における押印等の見直しに伴う北海道規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第34号

行政手続における押印等の見直しに伴う北海道規則の整備に関する規則

目次

- 第1章 総務部関係（第1条－第17条）
- 第2章 総合政策部関係（第18条－第22条）
- 第3章 環境生活部関係（第23条－第41条）
- 第4章 保健福祉部関係（第42条－第93条）
- 第5章 経済部関係（第94条－第104条）
- 第6章 農政部関係（第105条－第119条）
- 第7章 水産林務部関係（第120条－第129条）
- 第8章 建設部関係（第130条－第148条）
- 第9章 出納局関係（第149条・第150条）
- 第10章 公安委員会関係（第151条）

附則

第1章 総務部関係

(北海道立文書館管理規則の一部改正)

第1条 北海道立文書館管理規則（昭和60年北海道規則第45号）の一部を次のように改正する。

第11条に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第13条に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第16条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

別記第2号様式中「㊟」を削る。

(行政不服審査法施行細則の一部改正)

第2条 行政不服審査法施行細則（平成28年北海道規則第36号）の一部を次のように改正する。

別記様式中

「
北海道収入証紙貼付欄（消印してください。）
」

を

「
北海道収入証紙貼付欄
」

に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(北海道立道民活動センター条例施行規則の一部改正)

第3条 北海道立道民活動センター条例施行規則（平成3年北海道規則第90号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

別記様式中「㊟」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成16年北海道規則第125号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「により」を「の申請書を提出して」に改め、同条に次の1項を加える。
3 第1項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第5条第2号イ中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改める。

第7条に次の1項を加える。

2 前項の規定による届出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第9条に次の1項を加える。

4 第1項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「印」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年北海道規則第163号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「記名押印」を「記名」に改める。

(恩給給与細則の一部改正)

第6条 恩給給与細則（大正13年北海道庁令第55号）の一部を次のように改正する。

第1号書式から第2号書式まで及び第3号書式の2から第15号書式の2までの規定中「㊤」を削る。

第16号書式中「平成 年」を「 年」に改め、「㊤」を削る。

第17号書式中「㊤」を削る。

第18号書式中「㊤」を削り、同書式備考2の事項中「令和偶数年の10月」を「令和奇数年の6月」に改める。

第18号書式の2中「㊤」を削り、同書式備考2の事項中「4月」を「6月」に改める。

第18号書式の3及び第18号書式の4中「㊤」を削る。

第19号書式から第19号書式の3までの規定中「禁こ」を「禁鋼」に改め、「㊤」を削る。

第19号書式の4及び第19号書式の5中「㊤」を削る。

第20号書式中「昭和 年」を「 年」に改め、「㊤」を削る。

第20号書式の2中「平成 年」を「 年」に改め、「㊤」を削る。

第20号書式の3中「昭和 年」を「 年」に改め、「㊤」を削る。

第20号書式の4中「平成 年」を「 年」に改め、「㊤」を削る。

第20号書式の5及び第20号書式の6中「昭和 年」を「 年」に改め、「㊤」

を削る。

第20号書式の7及び第20号書式の8中「平成 年」を「 年」に改め、「㊤」を削る。

第20号書式の9から第20号書式の12までの規定中「昭和 年」を「 年」に改め、「㊤」を削る。

第21号書式及び第21号書式の2中「禁こ」を「禁鋼」に改め、「㊤」を削る。

第21号書式の3及び第21号書式の4中「㊤」を削る。

(北海道恩給条例施行規則の一部改正)

第7条 北海道恩給条例施行規則（大正13年北海道庁令第56号）の一部を次のように改正する。

第1号書式から第3号書式の2までの規定中「㊤」を削る。

第3号書式の3中「昭和 年」を「 年」に、「平成 年」を「 年」に改め、「㊤」を削る。

第4号書式から第6号書式までの規定中「㊤」を削る。

第6号書式の2から第6号書式の4までの規定中「平成 年」を「 年」に改め、「㊤」を削る。

第7号書式及び第8号書式中「㊤」を削る。

第8号書式の2中「平成 年」を「 年」に改め、「㊤」を削る。

第9号書式から第11号書式の2までの規定中「㊤」を削る。

第12号書式中「㊤」及び「㊥」を削る。

第13号書式中「㊤」を削る。

第14号書式中「㊥」を削る。

第14号書式の2から第15号書式の2までの規定中「㊤」を削る。

第16号書式中「平成 年」を「 年」に改め、「㊤」を削る。

第17号書式及び第17号書式の2中「禁固」を「禁鋼」に改め、「㊤」を削る。

第17号書式の3、第17号書式の4、第19号書式及び第19号書式の2中「㊤」を削る。

第19号書式の3中「昭和 年」を「 年」に、「禁こ」を「禁鋼」に、「平成 年」を「 年」に改め、「㊤」を削る。

第19号書式の4中「平成 年」を「 年」に、「禁こ」を「禁鋼」に改め、「㊤」を削る。

第19号書式の5中「昭和 年」を「 年」に、「平成 年」を「 年」に改め、「㊤」を削る。

第19号書式の6中「平成 年」を「 年」に改め、「㊤」を削る。

第19号書式の7から第19号書式の16までの規定中「昭和 年」を「 年」に、「平成 年」を「 年」に改め、「㊤」を削る。

第20号書式及び第20号書式の2中「㊟」を削る。
第20号書式の3及び第20号書式の4中「禁こ」を「禁鋼」に改め、「㊟」を削る。
第20号書式の5及び第20号書式の6中「㊟」を削る。

(北海道恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則の一部改正)

第8条 北海道恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則(昭和32年北海道規則第107号)の一部を次のように改正する。

別記第3号様式から別記第5号様式までの規定中「㊟」を削る。
(北海道税条例施行規則の一部改正)

第9条 北海道税条例施行規則(昭和29年北海道規則第98号)の一部を次のように改正する。

第63条の2第2項中「、受領印を徴して」を削る。
附則別記第4号様式(表)中「㊟」を削る。
別記第1号様式の4中「㊟」を削る。
別記第4号様式その1中「㊟」を削り、同様式その2中「㊟」を削り、同様式その3中「㊟」を削る。
別記第4号様式の3中「㊟」を削る。
別記第4号様式の8中「(名称) ㊟」を「(名称)」に改める。

別記第6号様式の4中「㊟」を削る。
別記第6号様式の6その1中「㊟」を削り、同様式その1末尾注意3の事項中「、当該代理人が押印するとともに」を削り、同様式その2中「㊟」を削り、同様式その2注意2の事項中「、当該代理人が押印するとともに」を削り、同様式その3中「㊟」を削り、同様式その3注意2の事項中「、当該代理人が押印するとともに」を削る。

別記第21号様式の3、別記第21号様式の5、別記第21号様式の10、別記第35号様式及び別記第35号様式の3中「㊟」を削る。

別記第35号様式の5その1中「立会人氏名 ㊟」を「立会人氏名」に、

「

差押調書謄本(搜索を受けた者あて)を受領しました。 () 氏名 ㊟

」を

「

差押調書謄本(搜索を受けた者あて)を受領しました。

() 氏名」に、

「氏名(名称) ㊟」を「氏名(名称)」に改め、同様式その1末尾欄外摘要1の事項中「署名(記名)押印しない」を「署名しない」に改め、同様式その1末尾欄外摘要5の事項中「(記名)押印」を削る。

別記第35号様式の12中「㊟」を削る。

別記第35号様式の15中「氏名 ㊟」を「氏名 又は名称」に改める。

別記第35号様式の16の2中「立会人() ㊟」を「立会人()」に、「保管人() ㊟」を「保管人()」に改める。

別記第35号様式の19及び別記第35号様式の24中「㊟」を削る。
別記第35号様式の30中「立会人 ㊟」を「立会人」に、「氏名 ㊟」を「氏名」に、「(名称) ㊟」を「(名称)」に改め、同様式末尾欄外摘要3の事項中「(記名)押印」を削る。

別記第35号様式の35、別記第35号様式の41、別記第35号様式の44及び別記第35号様式の49中「㊟」を削る。

別記第35号様式の50その1中「㊟」を削り、同様式その2中「㊟」を削る。

別記第35号様式の52中「立会人氏名 ㊟」を「立会人氏名」に、「受領者 氏名 ㊟」を「受領者 氏名」に改め、同様式末尾欄外摘要1の事項中「署名(記名)押印しない」を「署名しない」に改める。

別記第48号様式の2の2、別記第48号様式の4(表)、別記第49号様式、別記第49号様式の5その3、別記第50号様式及び別記第51号様式中「㊟」を削る。

別記第51号様式の2中

「

所有者の氏名又は名称	印

を「

所有者の氏名又は名称

」に改め、「㊟」を削る。

第4条に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第8条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「㊟」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第3号様式中「㊟」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第2章 総合政策部関係

(不動産の鑑定評価に関する法律施行細則の一部改正)

第18条 不動産の鑑定評価に関する法律施行細則（昭和40年北海道規則第51号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「

北海道収入証紙ちょう付欄 (消印願います。)

」を「

北海道収入証紙貼付欄

」に改め、「㊟」

を削る。

(北海道水資源の保全に関する条例施行規則の一部改正)

第19条 北海道水資源の保全に関する条例施行規則（平成24年北海道規則第61号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

3 第1項の規定による届出書（前項の図書を含む。）の提出は、当該届出書に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して行うことができる。この場合における第1項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、同項に規定する副本2通の提出があったものとみなす。

第7条に次の1項を加える。

3 第1項の規定による変更届出書（前項に規定する図書を含む。）の提出は、当該変更届出書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して行うことができる。この場合における第1項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、同項に規定する副本2通の提出があったものとみなす。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「印」を削る。

(北海道いじめの防止等に関する条例施行規則の一部改正)

第20条 北海道いじめの防止等に関する条例施行規則（平成26年北海道規則第32号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

3 第1項の報告書は、当該報告書に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。この場合においては、前項の規定は、適用しない。

別記様式中「㊟」を削る。

(行政書士法施行細則の一部改正)

第21条 行政書士法施行細則（昭和26年北海道規則第64号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊟」を削り、

「1 合格年度	年度
2 申請理由	」を

「1 合格年度 年度
2 申請理由
3 受験時住所
(ふりがな) に改める。
4 受験時氏名
5 連絡先 」

(港湾法施行細則の一部改正)

第22条 港湾法施行細則（昭和28年北海道規則第40号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第3号様式、別記第4号様式及び別記第5号様式中「㊟」を削る。

第3章 環境生活部関係

(北海道公害防止条例施行規則の一部改正)

第23条 北海道公害防止条例施行規則（昭和47年北海道規則第72号）の一部を次のように改正する。

第13条に次の1項を加える。

4 第2項の届出書又は前項の書類は、当該届出書又は書類に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第16条に次の1項を加える。

2 前項の届出書は、当該届出書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第17条に次の1項を加える。

2 前項の届出書は、当該届出書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第18条に次の1項を加える。

4 第2項の届出書又は前項の書類は、当該届出書又は書類に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第22条中「同条」を「第16条第1項」に改める。

第24条に次の1項を加える。

2 前項の届出書は、当該届出書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第25条に次の1項を加える。

4 第2項の届出書又は前項の書類は、当該届出書又は書類に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

別記第1号様式中「印」を「」に改め、同様式末尾欄外備考4の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式末尾欄外備考5の事項を削る。

別記第2号様式中「印」を「」に改め、同様式末尾欄外備考4の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式末尾欄外備考5の事項を削る。

別記第3号様式中「印」を「」に改め、同様式末尾欄外備考5の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式末尾欄外備考6の事項を削る。

別記第4号様式末尾欄外備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第6号様式末尾欄外備考2の事項及び別記第7号様式末尾欄外備考2の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第8号様式中「印」を「」に改め、同様式末尾欄外備考2の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式末尾欄外備考3の事項を削る。

別記第9号様式中「印」を「」に改め、同様式末尾欄外備考5の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式末尾欄外備考6の事項を削る。

別記第10号様式中「印」を「」に改め、同様式末尾欄外備考5の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式末尾欄外備考6の事項を削る。

別記第11号様式中「印」を「」に改め、同様式末尾欄外備考5の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式末尾欄外備考6の事項を削る。

別記第12号様式中「印」を「」に改め、同様式末尾欄外備考3の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式末尾欄外備考4の事項を削る。

別記第13号様式中「印」を「」に改め、同様式末尾欄外備考6の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式末尾欄外備考7の事項を削る。

(北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)

第24条 北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年北海道規則第71

号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「㊟」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第3号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第6号様式から別記第8号様式までの規定中「㊟」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正)

第25条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成6年北海道規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

6 前項前段の規定による申請書の提出は、当該申請書に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して行うことができる。

第3条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項前段の規定による申請書の提出は、当該申請書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して行うことができる。

第5条に次の1項を加える。

9 第1項及び第5項の規定による申請並びに前項前段の規定による届出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第6条に次の1項を加える。

3 前項前段の規定による申請書の提出は、当該申請書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して行うことができる。

第7条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項前段の規定による申請書の提出は、当該申請書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して行うことができる。

第9条に次の1項を加える。

3 前項前段の規定による申請書の提出は、当該申請書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して行うことができる。

第10条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項前段の規定による申請書の提出は、当該申請書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して行うことができる。

第13条に次の1項を加える。

6 前項前段の規定による申請書の提出は、当該申請書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して行うことができる。

第14条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項前段の規定による申請書の提出は、当該申請書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して行うことができる。

第15条の2第3項中「前2項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項に規定する届出書は、当該届出書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第16条に次の1項を加える。

2 前項に規定する請求書は、当該請求書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第18条に次の1項を加える。

3 前項前段の規定による申請書の提出は、当該申請書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して行うことができる。

第19条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項前段の規定による申請書の提出は、当該申請書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して行うことができる。

第19条の2に次の1項を加える。

2 前項に規定する届出書は、当該届出書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第20条第5項を次のように改める。

5 第2項又は前項の報告書の提出は、当該報告書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して行うことができる。

第21条に次の1項を加える。

3 この規則の規定に基づき書類の提出をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行う場合における前項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、同項に規定する部数の書類の提出があったものとみなす。

別記第4号様式中「㊟」を削る。

(北海道循環型社会形成の推進に関する条例施行規則の一部改正)

第26条 北海道循環型社会形成の推進に関する条例施行規則（平成21年北海道規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

8 第1項の協議書又は第3項に規定する書類は、当該協議書又は書類に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第3条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の協議書又は前項に規定する書類は、当該協議書又は書類に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第3条に次の1項を加える。

7 第5項の届出書又は前項に規定する書類は、当該届出書又は書類に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第4条に次の1項を加える。

3 第1項の報告書は、当該報告書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第7条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の届出書又は前項に規定する書類若しくは図面は、当該届出書又は書類若しくは図面に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第7条に次の1項を加える。

7 第5項の届出書又は前項に規定する書類若しくは図面は、当該届出書又は書類若しくは図面に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第8条第4項中「書面」の次に「又は電磁的記録（次項において「書面等」という。）」を加え、同条第5項中「書面」を「書面等」に改める。

別記第1号様式から別記第4号様式まで、別記第6号様式及び別記第7号様式中「印」を削る。

(北海道地球温暖化防止対策条例施行規則の一部改正)

第27条 北海道地球温暖化防止対策条例施行規則（平成21年北海道規則第105号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

3 前項の計画書は、当該計画書に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第7条に次の1項を加える。

2 前項の計画書は、当該計画書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールア

ドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第8条に次の1項を加える。

- 2 前項の報告書は、当該報告書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第17条に次の1項を加える。

- 2 前項の計画書は、当該計画書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第19条に次の1項を加える。

- 2 前項の計画書は、当該計画書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第20条に次の1項を加える。

- 2 前項の届出書は、当該届出書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第22条に次の1項を加える。

- 3 前項の計画書は、当該計画書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第24条に次の1項を加える。

- 2 前項の計画書は、当該計画書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第25条に次の1項を加える。

- 2 前項の報告書は、当該報告書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

別記第1号様式から別記第6号様式までの規定中「氏名
印」を「氏名」に改める。

(北海道立自然公園条例施行規則の一部改正)

第28条 北海道立自然公園条例施行規則(昭和33年北海道規則第74号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 4 第1項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第6条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第8条に次の1項を加える。

- 5 第1項の協議書若しくは申請書若しくは第2項に規定する書類又は第3項の申請書若

しくは前項に規定する書類(以下この項において「申請書等」という。)は、当該申請書等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第17条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 第1項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

別記第1号様式中「㊟」を削り、同様式末尾注10の事項を削る。

別記第1号様式の2中「㊟」を削り、同様式末尾注10の事項を削る。

別記第2号様式中「㊟」を削り、同様式末尾注10の事項を削る。

別記第2号様式の2中「㊟」を削り、同様式末尾注10の事項を削る。

別記第4号様式中「㊟」を削り、同様式末尾注7の事項を削る。

別記第5号様式中「㊟」を削り、同様式末尾注7の事項を削る。

別記第15号様式その1中「㊟」を削り、同様式その1末尾注中2の事項を削り、3の事項を2の事項とし、4の事項から9の事項までを1事項ずつ繰り上げ、同様式その2中「㊟」を削り、同様式その2末尾注中2の事項を削り、3の事項を2の事項とし、4の事項から10の事項までを1事項ずつ繰り上げ、同様式その3中「㊟」を削り、同様式その3末尾注中2の事項を削り、3の事項を2の事項とし、4の事項から8の事項までを1事項ずつ繰り上げ、同様式その4中「㊟」を削り、同様式その4末尾注中2の事項を削り、3の事項を2の事項とし、4の事項から11の事項までを1事項ずつ繰り上げ、同様式その5中「㊟」を削り、同様式その5末尾注中2の事項を削り、3の事項を2の事項とし、4の事項から8の事項までを1事項ずつ繰り上げ、同様式その6中「㊟」を削り、同様式その6末尾注中2の事項を削り、3の事項を2の事項とし、4の事項から10の事項までを1事項ずつ繰り上げ、同様式その7中「㊟」を削り、同様式その7末尾注中2の事項を削り、3の事項を2の事項とし、4の事項から7の事項までを1事項ずつ繰り上げ、同様式その8中「㊟」を削り、同様式その8末尾注中2の事項を削り、3の事項を2の事項とし、4の事項から7の事項までを1事項ずつ繰り上げ、同様式その9中「㊟」を削り、同様式その9末尾注中2の事項を削り、3の事項を2の事項とし、4の事項から9の事項までを1事項ずつ繰り上げ、同様式その10中「㊟」を削り、同様式その10末尾注中2の事項を削り、3の事項を2の事項とし、4の事項から8の事項までを1事項ずつ繰り上げ、同様式その11中「㊟」を削り、同様式その11末尾注中2の事項を削り、3の事項を2の事項とし、4の事項から9の事項までを1事項ずつ繰り上げ、同様式その12中「㊟」を削り、同様式その12末尾注中2の事項を削り、3の事項を2の事項とし、4の事項から8の事項までを1事項ずつ繰り上げ、同様式その13中「㊟」を削り、同様式その13末尾注中2の事項を削り、3の事項を2の事項とし、4の事項から8の事項までを1事項ずつ繰り上げ、同様式その

(北海道自然環境等保全条例施行規則の一部改正)

第13条に次の1項を加える。

第22条に次の1項を加える。

第44条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

第52条に次の1項を加える。

別記第2号様式中「印」を削り、同様式末尾備考3の事項を削る。

別記第5号様式中「印」を削り、同様式末尾備考3の事項を削る。

別記第9号様式中「印」を削り、同様式末尾備考3の事項を削る。

別記第11号様式中「印」を削り、同様式末尾備考3の事項を削る。

別記第11号様式の2中「印」を削り、同様式末尾備考3の事項を削る。

(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

別記第1号様式（表面）中「印」を削り、同様式（裏面）の注11の事項を削り、同様式

[illegible]

を

[illegible]

に改め、同様式別紙末尾欄外注4

別記第4号様式の2中「㊥」を削り、同様式末尾注11の事項を削り、同様式末尾注12の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同事項を同様式末尾注11の事項とす

る。

別記第8号様式中「㊤」を削り、同様式末尾注1の事項を削り、同様式末尾注2の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同事項を同様式末尾注の事項とする。

別記第9号様式中「㊤」を削り、同様式末尾注2の事項を削り、同様式末尾注3の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同事項を同様式末尾注2の事項とする。

別記第12号様式中「㊤」を削り、同様式末尾注2の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第13号様式中「㊤」を削り、同様式末尾注2の事項を削り、同様式末尾注3の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同事項を同様式末尾注2の事項とする。

別記第13号様式の2中「㊤」を削り、同様式末尾注2の事項を削り、同様式末尾注3の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同事項を同様式末尾注2の事項とする。

別記第13号様式の3（表面）中「㊤」を削り、同様式（裏面）の注7の事項を削り、同様式（裏面）の注8の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同事項を同様式（裏面）の注7の事項とし、同様式別紙中

印	職	業	職	業

を

に改める。

別記第14号様式（表面）中「㊤」を削り、同様式（裏面）中

- 「
- 2 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。
 - 3 (1)は、該当項目の□にレ印を付し、該当番号を○で囲むこと。
 - 4 (5)は、該当番号を○で囲むこと。
 - 5 太枠欄には、記載しないこと。
- 」

を

- 「
- 2 (1)は、該当項目の□にレ印を付し、該当番号を○で囲むこと。
 - 3 (5)は、該当番号を○で囲むこと。
 - 4 太枠欄には、記載しないこと。
- 」

に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第15号様式（表面）中「㊤」を削り、同様式（裏面）中

- 「
- 2 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。
 - 3 (1)は、該当項目の□にレ点を付し、該当番号を○で囲むこと。
 - 4 (4)において、適性の確認がされている場合は、適性の確認欄の□にレ印を付し、認定鳥獣捕獲等事業者が当該従事者について、狩猟について必要な適性を確認した旨の指定の様式による書面を添付すること。
 - 5 (5)は、該当番号を○で囲むこと。
 - 6 太枠欄には、記載しないこと。
- 」

を

- 「
- 2 (1)は、該当項目の□にレ点を付し、該当番号を○で囲むこと。
 - 3 (4)において、適性の確認がされている場合は、適性の確認欄の□にレ印を付し、認定鳥獣捕獲等事業者が当該従事者について、狩猟について必要な適性を確認した旨の指定の様式による書面を添付すること。
 - 4 (5)は、該当番号を○で囲むこと。
 - 5 太枠欄には、記載しないこと。
- 」

に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第16号様式（表面）中「㊤」を削り、同様式（裏面）中

- 「
- 3 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。
 - 4 (1)は、該当項目の□にレ印を付し、該当番号を○で囲むこと。
 - 5 (2)は、該当番号を○で囲むこと。
 - 6 (8)は、職業を具体的に記載し、更に職業分類の該当番号を○で囲むこと。
 - 7 (9)は、該当番号を○で囲むこと。
 - 8 ※印欄には、記載しないこと。
- 」

を

- 「
- 3 (1)は、該当項目の□にレ印を付し、該当番号を○で囲むこと。
 - 4 (2)は、該当番号を○で囲むこと。
 - 5 (8)は、職業を具体的に記載し、更に職業分類の該当番号を○で囲むこと。
 - 6 (9)は、該当番号を○で囲むこと。
 - 7 ※印欄には、記載しないこと。
- 」

に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第18号様式中「㊤」を削り、同様式末尾注1の事項を削り、同様式末尾注2の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同事項を同様式末尾注の事項とする。

（北海道生物の多様性の保全等に関する条例施行規則の一部改正）

第31条 北海道生物の多様性の保全等に関する条例施行規則（平成25年北海道規則第60号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

3 第1項の規定による提出は、生物多様性維持回復事業実施計画書及び前項に規定する書類を除き、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第16条中第10項を第11項とし、第3項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定による提出は、前項に規定する書類を除き、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第20条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定による提出は、前項に規定する書類を除き、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第26条に次の1項を加える。

3 第1項の規定による提出は、前項に規定する図面を除き、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第31条に次の1項を加える。

3 第1項の規定による提出は、前項に規定する位置図及び図面を除き、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

別記第3号様式（裏）中「第16条第9項」を「第16条第10項」に改める。

（北海道青少年健全育成条例施行規則の一部改正）

第32条 北海道青少年健全育成条例施行規則（昭和30年北海道規則第28号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第3号様式まで及び別記第6号様式から別記第8号様式までの規定中「印」を削る。

（特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正）

第33条 特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年北海道規則第140号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第22号様式までの規定中「印」を削る。

（北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則の一部改正）

第34条 北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則（平成25年北海道規則第77号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第3号様式から別記第9号様式までの規定中「印」を削る。

（消費生活協同組合法施行細則の一部改正）

第35条 消費生活協同組合法施行細則（昭和23年北海道規則第102号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊤」を削る。

別記第3号様式中「㊤」を削り、「連署」を「連記」に改める。

別記第4号様式その1中「㊤」を削り、「連署」を「連記」に改め、同様式その2中「㊤」を削る。

別記第5号様式中「㊤」を削る。

（貸金業法施行細則の一部改正）

第36条 貸金業法施行細則（昭和58年北海道規則第75号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「印」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第3号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（北海道消費生活条例施行規則の一部改正）

第37条 北海道消費生活条例施行規則（平成12年北海道規則第29号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

2 前項の規定による申請書又は書類（同項第3号又は第4号に掲げるものに限る。）の提出は、当該申請書又は書類に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知

覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して行うことができる。
第9条中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

第11条第2項第1号中「次項」を「第4項」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定による申請書又は書類(同項第2号に掲げるものに限る。)の提出は、当該申請書又は書類に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して行うことができる。

第13条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定による申請書又は書面の提出は、当該申請書又は書面に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して行うことができる。

第14条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定による申請書又は書面の提出は、当該申請書又は書面に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して行うことができる。

第19条に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

別記第6号様式中「㊤」を削り、「第7条の」を「第7条第1項の」に改める。

別記第10号様式、別記第12号様式及び別記第13号様式中「㊤」を削る。

(北海道立オホーツク流水科学センター条例施行規則の一部改正)

第38条 北海道立オホーツク流水科学センター条例施行規則(平成3年北海道規則第5号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第8条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

別記第1号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第2号様式中「㊤」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第3号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(北海道立総合博物館管理規則の一部改正)

第39条 北海道立総合博物館管理規則(平成26年北海道規則第72号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第9条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第11条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第12条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

別記第1号様式中「㊤」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第2号様式及び別記第3号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第4号様式中「㊤」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第5号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第6号様式中「㊤」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第7号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例施行規則の一部改正)

第40条 北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例施行規則(昭和57年北海道規則第97号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

4 第1項の申請書、第2項第1号に掲げる書類又は前項に規定する書類(以下この項において「申請書等」という。)は、当該申請書等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第4条の2に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第5条に次の1項を加える。

5 第1項の規定による届出及び前3項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第7条に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第7条の2に次の1項を加える。

3 第1項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第8条に次の1項を加える。

4 第1項又は前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第10条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申請は、同項に規定する在学証明書を除き、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第11条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申請は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

別記第1号様式及び別記第1号様式の2中「㊤」を削る。

別記第2号様式中「㊤」を削る。

別記第2号様式の2から別記第9号様式までの規定中「㊤」を削る。

別記第10号様式中「㊤」を削る。

別記第11号様式から別記第15号様式までの規定中「㊤」を削る。

(北海道立アイヌ総合センター条例施行規則の一部改正)

第41条 北海道立アイヌ総合センター条例施行規則(平成3年北海道規則第95号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊤」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第2号様式中「㊤」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第4章 保健福祉部関係

(北海道医師養成確保修学資金貸付条例施行規則の一部改正)

第42条 北海道医師養成確保修学資金貸付条例施行規則(平成20年北海道規則第44号)の一部を次のように改正する。

第15条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項(第5号及び第6号に係る部分を除く。)の規定による届出は、あらかじめ指定

された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第15条に次の1項を加える。

4 前項の規定による届出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第16条に次の1項を加える。

2 前項の規定による届出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

別記第4号様式中「借受者 住所
氏 名 ㊤」を

「借受者 住所
氏 名 」に改める。

(覚醒剤取締法施行細則の一部改正)

第43条 覚醒剤取締法施行細則(昭和26年北海道規則第181号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊤」を削る。

(保健師助産師看護師法施行細則の一部改正)

第44条 保健師助産師看護師法施行細則(昭和28年北海道規則第41号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「㊤」を削り、同様式末尾欄外備考中2の事項を削り、3の事項を2の事項とする。

別記第3号様式中「㊤」を削る。

別記第4号様式中「㊤」を削り、同様式末尾欄外備考中2の事項を削り、3の事項を2の事項とする。

別記第5号様式中「㊤」を削り、同様式末尾欄外備考中2の事項を削り、3の事項を2の事項とする。

別記第6号様式及び別記第6号様式の2中「㊤」を削る。

別記第7号様式中「㊤」を削り、同様式末尾欄外備考中2の事項を削り、1の事項を同様式末尾欄外備考の事項とする。

(大麻取締法施行細則の一部改正)

第45条 大麻取締法施行細則(昭和28年北海道規則第123号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第4号様式及び別記第7号様式中「㊤」を削る。

(麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部改正)

第46条 麻薬及び向精神薬取締法施行細則(昭和28年北海道規則第124号)の一部を次のように改正する。

別記第10号様式及び別記第12号様式中「㊤」を削る。

(毒物及び劇物取締法施行細則の一部改正) 第47条 毒物及び劇物取締法施行細則（昭和31年北海道規則第35号）の一部を次のように改正する。 別記第1号様式中「㊤」を削り、同様式末尾欄外備考1の事項を削り、同様式末尾欄外備考2の事項を同様式末尾欄外備考の事項とする。 別記第1号様式の2中「㊤」を削り、同様式末尾欄外備考1の事項を削り、同様式末尾欄外備考2の事項を同様式末尾欄外備考の事項とする。 別記第4号様式から別記第6号様式の2までの規定中「㊤」を削る。 (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部改正) 第48条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和36年北海道規則第27号）の一部を次のように改正する。 別記第2号様式及び別記第3号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。 別記第4号様式及び別記第5号様式中「㊤」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。 (薬剤師法施行細則の一部改正) 第49条 薬剤師法施行細則（昭和36年北海道規則第28号）の一部を次のように改正する。 別記第1号様式中「住 所」を「住 所 氏 名」に改め、同様式末尾（注意）1の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式末尾（注意）3の事項を削る。 別記第2号様式中「住 所」を「住 所 氏 名」に改め、同様式末尾（注意）1の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式末尾（注意）3の事項を削る。 (北海道麻薬中毒者措置入院費等徴収規則の一部改正) 第50条 北海道麻薬中毒者措置入院費等徴収規則（昭和39年北海道規則第54号）の一部を次のように改正する。 別記様式中「㊤」を削る。 (北海道立網走高等看護学院学則の一部改正) 第51条 北海道立網走高等看護学院学則（昭和45年北海道規則第142号）の一部を次のように改正する。 別記第4号様式中 「 北海道収入証紙貼付欄（割印すること。）	」 を 「 北海道収入証紙貼付欄 」 に改める。 (臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部改正) 第52条 臨床検査技師等に関する法律施行細則（昭和46年北海道規則第14号）の一部を次のように改正する。 別記第2号様式から別記第6号様式までの規定中「印」を削る。 (医療法施行細則の一部改正) 第53条 医療法施行細則（昭和46年北海道規則第84号）の一部を次のように改正する。 別記第1号様式から別記第13号様式まで及び別記第17号様式中「㊤」を削る。 別記第19号様式、別記第20号様式及び別記第24号様式から別記第28号様式までの規定中「印」を削る。 別記第29号様式から別記第44号様式までの規定中「㊤」を削る。 (北海道立旭川高等看護学院学則の一部改正) 第54条 北海道立旭川高等看護学院学則（昭和47年北海道規則第123号）の一部を次のように改正する。 別記第4号様式中 「 北海道収入証紙貼付欄（割印すること。） 」 を 「 北海道収入証紙貼付欄 」 に改める。 (北海道立紋別高等看護学院学則の一部改正) 第55条 北海道立紋別高等看護学院学則（昭和48年北海道規則第109号）の一部を次のように改正する。 別記第4号様式中 「 北海道収入証紙貼付欄（割印すること。） 」
--	--

を 「 北海道収入証紙貼付欄 」 に改める。 (北海道立江差高等看護学院学則の一部改正) 第56条 北海道立江差高等看護学院学則(平成10年北海道規則第37号)の一部を次のように改正する。 別記第4号様式中 「 北海道収入証紙貼付欄(割印すること。) 」 を 「 北海道収入証紙貼付欄 」 に改める。 (栄養士法施行細則の一部改正) 第57条 栄養士法施行細則(昭和23年北海道規則第8号)の一部を次のように改正する。 別記第2号様式末尾欄外備考(2)の事項中「、申請者の印章又は署名により消印し」を削る。 (歯科技工士法施行細則の一部改正) 第58条 歯科技工士法施行細則(昭和31年北海道規則第113号)の一部を次のように改正する。 第2条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。 2 前項の届出書(添付書類を含む。)は、当該届出書に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。 第2条に次の1項を加える。 5 前項の届出書は、当該届出書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。 第3条中「届書」を「届出書」に改め、同条に次の1項を加える。 2 前項の届出書(届出済みの証を除く。)は、当該届出書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。	第4条に次の1項を加える。 2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。 別記第3号様式から別記第5号様式までの規定中「㊟」を削る。 (調理師法施行細則の一部改正) 第59条 調理師法施行細則(昭和34年北海道規則第88号)の一部を次のように改正する。 別記第6号様式注2の事項中「、申請者の印章又は署名により消印し」を削る。 (北海道立衛生研究所条例施行規則の一部改正) 第60条 北海道立衛生研究所条例施行規則(昭和63年北海道規則第28号)の一部を次のように改正する。 別記第2号様式及び別記第3号様式中「㊟」を削る。 (北海道保健所条例施行規則の一部改正) 第61条 北海道保健所条例施行規則(昭和63年北海道規則第60号)の一部を次のように改正する。 別記様式中「㊟」を削り、同様式(裏)末尾欄外注4の事項を削る。 (北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部改正) 第62条 北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則(平成20年北海道規則第43号)の一部を次のように改正する。 第2条に次の1項を加える。 2 前項の規定による書類の提出は、当該書類に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して行うことができる。 第4条に次の1項を加える。 2 前項の規定による申請書(同項に規定する書類を含む。)の提出は、当該申請書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して行うことができる。 第6条第2項中「前項各号」を「第1項各号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。 2 前項の規定による申請書(同項の貸付金所要額計算書1及び書類を含む。)の提出は、当該申請書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して行うことができる。 第6条に次の1項を加える。 4 前項の規定による申請書(同項の貸付金所要額計算書2及び書類を含む。)の提出は、当該申請書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メール
--	--

により送信して行うことができる。

第8条に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第10条第3項中「前項の申請」を「第2項の申請（前項に規定する方法により行われたものを含む。）」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定による申請書（同項の貸付金償還計画書を含む。）の提出は、当該申請書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して行うことができる。

第11条に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

附則第3項中「前項」を「附則第2項」に改め、同項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定による申請書（同項に規定する書類を含む。）の提出は、当該申請書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して行うことができる。

附則別記第1号様式中「㊦」を削る。

別記第2号様式中「㊦」を削り、「第4条の」を「第4条第1項の」に改める。

別記第7号様式中「㊦」を削り、「第6条第1項（第2項）」を「第6条第1項（第3項）」に改める。

別記第11号様式中「㊦」を削る。

別記第12号様式中「㊦」を削り、「第10条の」を「第10条第2項の」に改める。

別記第13号様式中「㊦」を削り、「第11条の」を「第11条第1項の」に改める。

（北海道国民健康保険財政安定化基金条例施行規則の一部改正）

第63条 北海道国民健康保険財政安定化基金条例施行規則（平成30年北海道規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「前項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第3条中「第9条」を「第9条第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定による申請書（同項に規定する書類を含む。）の提出は、当該申請書に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができ

ない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して行うことができる。

第5条に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第7条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第8条に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第9条に次の1項を加える。

2 前項の規定による申請書（同項に規定する書類を含む。）の提出は、当該申請書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して行うことができる。

別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第8号様式中「㊦」を削る。

別記第9号様式中「㊦」を削り、「第7条の」を「第7条第1項の」に改める。

別記第10号様式中「㊦」を削り、「第8条の」を「第8条第1項の」に改める。

別記第11号様式中「㊦」を削り、「第9条の」を「第9条第1項の」に改める。

（公衆浴場法施行細則の一部改正）

第64条 公衆浴場法施行細則（昭和23年北海道規則第118号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第4号様式まで及び別記第6号様式中「㊦」を削る。

（旅館業法施行細則の一部改正）

第65条 旅館業法施行細則（昭和23年北海道規則第123号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第4号様式までの規定中「㊦」を削る。

（温泉法施行細則の一部改正）

第66条 温泉法施行細則（昭和23年北海道規則第156号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第9号様式まで、別記第11号様式、別記第13号様式及び別記第14号様式中「㊦」を削る。

（と畜場法施行細則の一部改正）

第67条 と畜場法施行細則（昭和28年北海道規則第218号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第2号様式、別記第6号様式及び別記第8号様式中「㊦」を削る。

別記第9号様式から別記第12号様式までの規定中「㊦」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第14号様式中「㊤」を削る。 (製菓衛生師法施行細則の一部改正) 第68条 製菓衛生師法施行細則(昭和42年北海道規則第45号)の一部を次のように改正する。 別記第5号様式(注意)3の事項中「はり付け」を「貼り付け」に改め、「申請者の印章又は署名により消印し、並びに」を削る。 (建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部改正) 第69条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則(昭和56年北海道規則第38号)の一部を次のように改正する。 別記第1号様式から別記第4号様式までの規定中「㊤」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。 別記第5号様式及び別記第6号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。 (墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部改正) 第70条 墓地、埋葬等に関する法律施行細則(昭和59年北海道規則第100号)の一部を次のように改正する。 別記第1号様式から別記第3号様式まで及び別記第5号様式中「㊤」を削る。 (興行場法施行細則の一部改正) 第71条 興行場法施行細則(昭和59年北海道規則第102号)の一部を次のように改正する。 別記第1号様式及び別記第3号様式から別記第5号様式までの規定中「㊤」を削る。 (化製場等に関する法律施行細則の一部改正) 第72条 化製場等に関する法律施行細則(昭和59年北海道規則第103号)の一部を次のように改正する。 別記第1号様式から別記第3号様式まで、別記第6号様式及び別記第8号様式中「㊤」を削る。 (理容師法施行細則の一部改正) 第73条 理容師法施行細則(昭和59年北海道規則第114号)の一部を次のように改正する。 別記第1号様式から別記第4号様式の2までの規定中「㊤」を削る。 (クリーニング業法施行細則の一部改正) 第74条 クリーニング業法施行細則(昭和59年北海道規則第115号)の一部を次のように改正する。 別記第1号様式から別記第2号様式の4までの規定中「㊤」を削る。 (美容師法施行細則の一部改正) 第75条 美容師法施行細則(昭和59年北海道規則第116号)の一部を次のように改正する。 別記第1号様式から別記第4号様式の2までの規定中「㊤」を削る。 (食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正) 第76条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成3年北海道規則第	31号)の一部を次のように改正する。 別記第1号様式中「㊤」を削る。 別記第2号様式(裏)末尾欄外注1の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。 別記第3号様式、別記第5号様式、別記第6号様式、別記第8号様式及び別記第10号様式中「㊤」を削る。 別記第11号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。 別記第12号様式中「㊤」を削る。 別記第15号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。 (生活保護法施行細則の一部改正) 第77条 生活保護法施行細則(昭和28年北海道規則第104号)の一部を次のように改正する。 別記第13号様式中「受領印」を「記名欄」に改める。 別記第17号様式中「氏 名 ㊤」を「氏 名 _____」に改め、同様式(別添1)中「㊤」を「_」に改め、同様式(別添2)中「㊤」を削る。 別記第18号様式中「㊤」を削る。 別記第18号様式の2(表面)中「㊤」を削る。 別記第18号様式の3から別記第20号様式までの規定中「㊤」を削る。 別記第21号様式の2中「氏 名 _____ ㊤」を「氏 名 _____」に改める。 別記第27号様式、別記第32号様式の2(別紙)及び別記第33号様式中「㊤」を削る。 別記第34号様式中「領収印」を「記名欄」に改める。 別記第40号様式中「印」を削る。 別記第40号様式の2中「㊤」を削る。 別記第42号様式中「印」を削る。 別記第43号様式中「㊤」を削る。 別記第44号様式及び別記第46号様式中「印」を削る。 別記第47号様式中「㊤」を削る。 別記第48号様式中「印」を削る。 別記第49号様式中「㊤」を削る。 別記第51号様式中「㊤」を削る。 別記第55号様式中「施設(機関)名 称 _____ 代表者 氏 名 _____」を「施設(機関)名 称 _____ 代表者 氏 名 _____」に改める。 別記第56号様式その1中「氏 名 _____ ㊤」を「氏 名 _____」に改め、同様式その
---	---

2中「氏 名 ㊟」を「氏名 」に改める。
別記第57号様式、別記第60号様式、別記第63号様式及び別記第64号様式中「㊟」を削る。
(民生委員法施行細則の一部改正)

第78条 民生委員法施行細則（昭和28年北海道規則第196号）の一部を次のように改正する。
別記様式中「㊟」を削る。
(北海道福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

第79条 北海道福祉のまちづくり条例施行規則（平成9年北海道規則第144号）の一部を次のように改正する。
別記第1号様式、別記第3号様式及び別記第8号様式中「㊟」を削る。
(社会福祉法施行細則の一部改正)

第80条 社会福祉法施行細則（昭和28年北海道規則第154号）の一部を次のように改正する。
第2条中「によらなければ」を「を提出して行わなければ」に改め、同条に次の1項を加える。
2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。
第3条中「によらなければ」を「を提出して行わなければ」に改め、同条に次の1項を加える。
2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。
第4条中「によらなければ」を「を提出して行わなければ」に改め、同条に次の1項を加える。
2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。
第5条中「によらなければ」を「を提出して行わなければ」に改め、同条に次の1項を加える。
2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。
第6条中「によらなければ」を「を提出して行わなければ」に改め、同条に次の1項を加える。
2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。
第7条中「によらなければ」を「を提出して行わなければ」に改め、同条に次の1項を加える。
2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第8条中「によらなければ」を「を提出して行わなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第9条中「によらなければ」を「を提出して行わなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

別記第1号様式から別記第8号様式までの規定中「㊟」を削る。
(老人福祉法施行細則の一部改正)

第81条 老人福祉法施行細則（昭和38年北海道規則第152号）の一部を次のように改正する。

第3条中「によってしなければ」を「を提出して行わなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第4条中「によってしなければ」を「を提出して行わなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第5条中「によってしなければ」を「を提出して行わなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第6条中「によってしなければ」を「を提出して行わなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第7条中「によってしなければ」を「を提出して行わなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第8条中「によってしなければ」を「を提出して行わなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第9条第1項中「によってしなければ」を「を提出して行わなければ」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第9条に次の1項を加える。

4 前項の老人ホーム設置認可申請書は、当該老人ホーム設置認可申請書に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第10条に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第11条中「によってしなければ」を「を提出して行わなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第12条第1項及び第2項中「によってしなければ」を「を提出して行わなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第13条に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第14条第1項及び第2項中「によってしなければ」を「を提出して行わなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第15条第1項及び第2項中「によってしなければ」を「を提出して行わなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第16条中「によってしなければ」を「を提出して行わなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の届出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第17条第1項及び第2項中「によってしなければ」を「を提出して行わなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第19条第1項から第3項までの規定中「によってしなければ」を「を提出して行わなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前3項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

別記第1号様式から別記第6号様式までの規定中「㊟」を削る。

別記第7号様式中「印」を削る。

別記第8号様式から別記第10号様式までの規定中「㊟」を削る。

別記第12号様式中「印」を削る。

別記第13号様式から別記第22号様式の2までの規定中「㊟」を削る。

（介護保険法施行細則の一部改正）

第82条 介護保険法施行細則（平成11年北海道規則第87号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 前項に規定する申請書は、当該申請書に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第4条に次の1項を加える。

2 前項に規定する申請書は、当該申請書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第5条の2に次の1項を加える。

2 前項に規定する申請書は、当該申請書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第6条に次の1項を加える。

2 前項に規定する申出書は、当該申出書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第7条に次の1項を加える。

4 前3項に規定する届出書は、当該届出書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第9条に次の1項を加える。

2 前項に規定する届出書は、当該届出書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第10条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する申請書は、当該申請書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第11条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する申請書は、当該申請書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第12条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する申請書は、当該申請書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第13条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する届出書は、当該届出書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第14条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する届出書は、当該届出書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

別記第1号様式から別記第11号様式までの規定中「㊟」を削る。

(介護保険法等の一部を改正する法律附則第10条第1項ただし書及び第13条ただし書の別段の申出に関する規則の一部改正)

第83条 介護保険法等の一部を改正する法律附則第10条第1項ただし書及び第13条ただし書の別段の申出に関する規則（平成18年北海道規則第6号）の一部を次のように改正する。

本則を本則第1項とし、本則に次の1項を加える。

- 2 前項の申出書は、当該申出書に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

別記様式中「㊟」を削る。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部改正)

第84条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則（平成18年北海道規則第84号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する申請書は、当該申請書に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第4条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する申請書は、当該申請書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第5条に次の1項を加える。

- 3 前2項に規定する届出書は、当該届出書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第6条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する届出書は、当該届出書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第8条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する届出書は、当該届出書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第9条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する届出書は、当該届出書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

別記第1号様式から別記第7号様式までの規定中「㊟」を削る。

(北海道精神障害者措置入院費徴収等規則の一部改正)

第85条 北海道精神障害者措置入院費徴収等規則（昭和34年北海道規則第58号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第4条第4項中「前項の書類」を「第3項の規定による書類の提出（前項に規定する方法により行われるものを含む。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「㊟」を削る。

(身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第86条 身体障害者福祉法施行細則（昭和34年北海道規則第83号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第4号様式中「㊟」を削る。

別記第7号様式中「㊟」を削り、同様式末尾注3の事項を削る。

別記第10号様式中「㊟」を削り、同様式末尾注3の事項を削る。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)

第87条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和44年北海道規則第92号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定する同意書は、当該同意書に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第2条に次の1項を加える。

2 前項に規定する申請書は、当該申請書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第3条に次の1項を加える。

2 前項に規定する申出書は、当該申出書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第4条に次の1項を加える。

3 前項の規定による報告は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第5条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定による報告は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第6条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第7条に次の1項を加える。

2 前項の規定による届出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第15条の3に次の1項を加える。

2 前項に規定する退院届は、当該退院届に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第16条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

第16条に次の1項を加える。

5 前項の規定による報告は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを

送信する方法により行うことができる。

第17条に次の1項を加える。

10 前各項（第2項、第3項及び第8項を除く。）に規定する申請書又は届出書は、当該申請書又は届出書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第20条第5号中「第3項」を「第4項」に改め、同条第6号中「第7条」を「第7条第1項」に改め、同条第7号中「第16条第3項」を「第16条第4項」に改める。

別記第1号様式から別記第2号様式までの規定中「㊟」を削る。

別記第4号様式の2中「㊟」を削り、同様式末尾備考2の事項を削り、同様式末尾備考1の事項を同様式末尾備考の事項とする。

別記第5号様式、別記第6号様式、別記第7号様式、別記第8号様式、別記第16号様式、別記第17号様式、別記第17号様式の3及び別記第17号様式の5から別記第17号様式の9までの規定中「㊟」を削る。

別記第18号様式（表）中「㊟」を削り、同様式（裏）記載上の留意事項2の事項中「・押印」を削る。

別記第19号様式中「㊟」を削り、「第16条第3項」を「第16条第4項」に改める。

別記第20号様式中「㊟」を削り、同様式注意事項中3の事項を削り、4の事項を3の事項とし、5の事項から8の事項までを1事項ずつ繰り上げる。

別記第22号様式中「㊟」を削り、同様式末尾注意事項中3の事項を削り、4の事項を3の事項とし、5の事項から9の事項までを1事項ずつ繰り上げる。

別記第23号様式中

「

年	月	日生（	歳）	男・女
---	---	-----	----	-----

」を

「

年	月	日生（	歳）
---	---	-----	----

」に、「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、「（自

署又は記名押印）」を削る。

別記第24号様式中「㊟」を削る。

（北海道心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正）

第88条 北海道心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年北海道規則第47号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「氏 名

」に改め、同様式注中3の事項を削り、4の事項を3の事項とし、同様式中

「

確認印	重要事項の説明に関する書類の内容を確認し、受領しました。 また、この共済制度が加入目的に合致していることも確認して	㊟
-----	--	---

	います。	
--	------	--

を

確認欄	重要事項の説明に関する書類の内容を確認し、受領しました。 また、この共済制度が加入目的に合致していることも確認しています。 申込者 署 名 (代筆者署名及び続柄)
-----	--

備考 申込者が署名することができない場合は、他の者が代筆することができます。

代筆をした場合は、代筆者の氏名及び続柄を確認欄に連署してください。」に改める。

別記第7号様式中「㊤」を削り、同様式末尾欄外注2の事項を削り、同様式末尾欄外注1の事項を同様式末尾欄外注の事項とする。

別記第7号様式の2中「氏名 ㊤」を「氏名 ㊤」に改め、同様式注中2の事項を削り、3の事項を2の事項とし、同様式中

確認印	重要事項の説明に関する書類の内容を確認し、受領しました。 また、この共済制度が加入目的に合致していることも確認しています。	㊤
-----	--	---

を

確認欄	重要事項の説明に関する書類の内容を確認し、受領しました。 また、この共済制度が加入目的に合致していることも確認しています。 申込者 署 名 (代筆者署名及び続柄)
-----	--

備考 申込者が署名することができない場合は、他の者が代筆することができます。

代筆をした場合は、代筆者の氏名及び続柄を確認欄に連署してください。」に改める。

別記第8号様式中「㊤」を削り、同様式末尾欄外注2の事項を削り、同様式末尾欄外注1の事項を同様式末尾欄外注の事項とする。

別記第16号様式中「㊤」を削り、同様式末尾欄外注2の事項を削り、同様式末尾欄外注1の事項を同様式末尾欄外注の事項とする。

別記第18号様式の2中「㊤」を削り、同様式末尾欄外注2の事項を削り、同様式末尾欄外注1の事項を同様式末尾欄外注の事項とする。

別記第19号様式中「㊤」を削り、同様式末尾注2の事項を削り、同様式末尾注1の事項を同様式末尾注の事項とする。

別記第20号様式中「㊤」を削り、同様式末尾欄外注の事項を削る。

別記第21号様式中「㊤」を削り、同様式末尾注の事項を削る。

別記第22号様式中「㊤」を削り、同様式末尾注の事項を削る。

別記第23号様式中「㊤」を削り、同様式末尾欄外注の事項を削る。

別記第24号様式中「㊤」を削り、同様式末尾欄外注3の事項を削る。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第89条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年北海道規則第70号）の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

4 前3項に規定する届出書は、当該届出書に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第11条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項に規定する届出書は、当該届出書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第11条に次の1項を加える。

5 前項に規定する報告書は、当該報告書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

別記第5号様式から別記第9号様式まで及び別記第13号様式から別記第15号様式までの規定中「㊤」を削る。

(児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者等の指定等に関する規則の一部改正)

第90条 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者等の指定等に関する規則（平成18年北海道規則第134号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第6号様式までの規定中「㊤」を削る。

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第91条 児童福祉法施行細則（昭和32年北海道規則第128号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊤」を削り、同様式末尾注1の事項を削り、同様式末尾注2の事項を同様式末尾注の事項とする。

別記第1号様式の2中「㊤」を削り、同様式末尾注1の事項を削り、同様式末尾注2の事項を同様式末尾注の事項とする。

別記第17号様式の3、別記第17号様式の4、別記第17号様式の7から別記第17号様式の9まで及び別記第17号様式の11から別記第17号様式の16までの規定中「㊤」を削る。

別記第18号様式中「印」を削る。

別記第18号様式の2中「㊤」を削る。

別記第19号様式中「㊤」を削る。

別記第20号様式中「印」を削る。

別記第20号様式の2中「㊤」を削る。

別記第20号様式の3中「印」を削る。

別記第20号様式の4から別記第20号様式の7までの規定中「㊤」を削る。

(結核児童の療育に関する費用の徴収規則の一部改正)

第92条 結核児童の療育に関する費用の徴収規則(昭和35年北海道規則第114号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊤」を削る。

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部改正)

第93条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則(平成18年北海道規則第143号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「印」を削る。

別記第3号様式から別記第5号様式までの規定中「㊤」を削る。

別記第6号様式から別記第9号様式までの規定中「印」を削る。

第5章 経済部関係

(北海道計量検定所条例施行規則の一部改正)

第94条 北海道計量検定所条例施行規則(平成12年北海道規則第90号)の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中「㊤」を削る。

(北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則の一部改正)

第95条 北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則(平成6年北海道規則第40号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第6条に次の1項を加える。

2 前項の規定による申込みは、同項の知事が指定する数量の現品を除き、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第8条に次の1項を加える。

3 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

別記第1号様式中「㊤」を削る。

(北海道地域商業の活性化に関する条例施行規則の一部改正)

第96条 北海道地域商業の活性化に関する条例施行規則(平成24年北海道規則第73号)の一部を次のように改正する。

第4条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第8条第2項中「第4条第2項各号」を「第4条第3項各号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第9条に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第10条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 前項に規定する通知書は、当該通知書に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第11条に次の1項を加える。

3 第1項の規定による提出(前項に規定する書類の添付を含む。)は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第12条に次の1項を加える。

2 前項に規定する計画書は、当該計画書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第13条に次の1項を加える。

2 前項に規定する計画書は、当該計画書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第14条に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第16条に次の1項を加える。

2 前項に規定する報告書は、当該報告書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第17条に次の1項を加える。

2 この規則の規定に基づき書類の提出をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行う場合における前項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、同項に規定する部数の書類の提出があったものとみなす。

（武器等製造法施行細則の一部改正）

第97条 武器等製造法施行細則（昭和28年北海道規則第184号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

2 前項の規定による報告は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第4条の2に次の1項を加える。

2 前項の規定による報告は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

別記第1号様式から別記第2号様式の2までの規定中「㊟」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第3号様式中「㊟」を削り、同様式末尾注の事項を削る。

別記第4号様式中「㊟」を削る。

（火薬類取締法施行細則の一部改正）

第98条 火薬類取締法施行細則（昭和29年北海道規則第146号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

2 前項に規定する変更届（添付書類を含む。）は、当該変更届に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第6条の2に次の1項を加える。

3 前2項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第7条に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第8条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第10条に次の1項を加える。

2 前項に規定する許可申請書及び承諾書は、当該許可申請書及び承諾書に係る電磁的記

録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第11条に次の1項を加える。

3 前2項に規定する報告書は、当該報告書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第14条に次の1項を加える。

2 前項に規定する変更届は、当該変更届に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第18条に次の1項を加える。

2 前項に規定する変更届（添付書類を含む。）は、当該変更届に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第20条に次の1項を加える。

2 前項に規定する報告書は、当該報告書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第22条に次の1項を加える。

2 前項に規定する変更届（添付書類を含む。）は、当該変更届に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第23条に次の1項を加える。

2 前項に規定する申請書（添付書類を含む。）は、当該申請書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第25条に次の1項を加える。

2 前項に規定する選任（解任）届（添付書類（火薬類保安手帳を除く。）を含む。）は、当該選任（解任）届に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第26条に次の1項を加える。

2 前項に規定する計画（変更）届（添付書類を含む。）は、当該計画（変更）届に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第27条に次の1項を加える。

2 前項に規定する報告書は、当該報告書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第28条に次の1項を加える。

2 前項に規定する所有権取得届（添付書類を含む。）は、当該所有権取得届に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

別記第1号様式から別記第4号様式まで、別記第6号様式から別記第9号様式の5まで、別記第11号様式、別記第14号様式、別記第16号様式、別記第18号様式、別記第19号様式、別記第21号様式及び別記第22号様式中「㊟」を削る。

別記第23号様式中「㊟」を削り、同様式末尾欄外注の事項を削る。

別記第24号様式中「㊟」を削る。

（電気工事士法施行細則の一部改正）

第99条 電気工事士法施行細則（昭和36年北海道規則第41号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「印」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第4号様式中「㊟」を削る。

（北海道砂利採取計画の認可に関する条例施行規則の一部改正）

第100条 北海道砂利採取計画の認可に関する条例施行規則（平成13年北海道規則第88号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定する協議書は、当該協議書（添付書類を含む。）に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

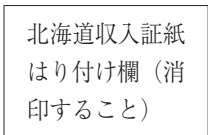
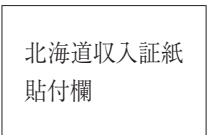
第6条に次の2項を加える。

3 第1項に規定する申請書は、当該申請書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

4 前項の規定による提出を行った場合における第2項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、同項に規定する部数の書類の提出があったものとみなす。

別記第1号様式中「㊟」を削り、同様式末尾欄外（注）1の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式末尾欄外（注）4の事項を削る。

別記第2号様式中「㊟」を削り、同様式末尾欄外（注）1の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式末尾欄外（注）3の事項を削る。

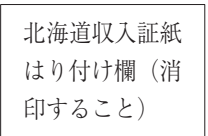
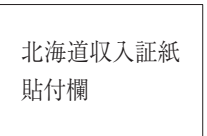
別記第3号様式中「」を「」に改め、「㊟」を

削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に、

「2 ×印の欄は、記入しないこと。

3 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。」を

「2 ×印の欄は、記入しないこと。」に改める。

別記第4号様式中「」を「」に改め、「㊟」を

削り、同様式末尾欄外（注）1の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式末尾欄外（注）3の事項を削る。

（北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部改正）

第101条 北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則（昭和38年北海道規則第142号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

3 第1項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第5条に次の1項を加える。

3 第1項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第10条に次の1項を加える。

5 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第15条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第19条に次の1項を加える。

3 第1項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

別記第1号様式中「㊟」及び「㊞」を削り、同様式末尾欄外注の事項を削る。

別記第2号様式中「㊟」を削り、

「」を

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第5条中「第3条」を「第3条第1項」に改める。

第9条に次の1項を加える。

2 前項の規定による届出は、登録証票を除き、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第10条に次の1項を加える。

2 前項の理由書（登録証票を除く。）は、当該理由書に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第16条に次の1項を加える。

2 前項の申請書（添付書類を含む。）は、住民票の写し又はこれに代わる書面及び登記事項証明書を除き、当該申請書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第17条中「第16条」を「前条第1項」に改める。

第17条の3第1項中「次項」を「以下この条」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の届出書（添付書類を含む。）は、同項の登録証票を除き、当該届出書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第19条に次の1項を加える。

2 前項の理由書（同項の登録証票及び登録証票謄本を除く。）は、当該理由書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第21条に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

別記第1号様式及び別記第5号様式中「㊟」を削る。

（北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例施行規則の一部改正）

第107条 北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例施行規則（平成31年北海道規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第3条に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

（牧野法施行細則の一部改正）

第108条 牧野法施行細則（昭和26年北海道規則第113号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

2 前項の届出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第7条に次の1項を加える。

2 前項の異議申立書は、当該異議申立書に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第9条に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第10条に次の1項を加える。

2 前項の規定による報告は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第13条に次の1項を加える。

2 前項の規定による申請は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第14条に次の1項を加える。

2 前項の届出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第15条中「別記第13号様式」を「別記第12号様式」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の届出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

別記第1号様式、別記第2号様式、別記第6号様式及び別記第7号様式中「㊟」を削る。

別記第10号様式から別記第12号様式までの規定中「㊟」を削る。

（家畜取引法施行細則の一部改正）

第109条 家畜取引法施行細則（昭和31年北海道規則第169号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

2 前項の届出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第5条に次の1項を加える。

2 前項の規定による届出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第6条に次の1項を加える。

2 前項の申請書は、当該申請書に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第7条中「届け出」を「届出」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の届出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第10条に次の1項を加える。

2 前項の規定による報告は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

別記第2号様式から別記第4号様式までの規定中「㊟」を削る。

（養蜂振興法施行細則の一部改正）

第110条 養蜂振興法施行細則（昭和32年北海道規則第50号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1項を加える。

2 前項の届出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第2条に次の1項を加える。

2 前項の申請書は、当該申請書に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

別記第1号様式中「㊟」を削り、同様式末尾欄外注中1の事項を削り、2の事項を1の事項とし、3の事項から7の事項までを1事項ずつ繰り上げ、同注8の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同事項を同注7の事項とする。

別記第2号様式中「㊟」を削り、同様式末尾欄外注中1の事項を削り、2の事項を1の事項とし、3の事項から5の事項までを1事項ずつ繰り上げ、同注6の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同事項を同注5の事項とする。

（北海道蜜蜂転飼条例施行規則の一部改正）

第111条 北海道蜜蜂転飼条例施行規則（昭和32年北海道規則第61号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1項を加える。

3 前2項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第2条に次の1項を加える。

3 前2項の規定による届出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

別記第1号様式中「㊟」を削り、同様式末尾欄外注中1の事項を削り、2の事項を1の事項とし、3の事項を2の事項とし、4の事項を3の事項とし、同注5の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同事項を同注4の事項とする。

別記第2号様式中「㊟」を削り、同様式注中1の事項を削り、2の事項を1の事項とし、3の事項を2の事項とし、4の事項を3の事項とし、同注5の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同事項を同注4の事項とする。

別記第3号様式中「㊟」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（養鶏振興法施行細則の一部改正）

第112条 養鶏振興法施行細則（昭和35年北海道規則第86号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 前項の規定による申請は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第3条に次の1項を加える。

3 第1項の規定による届出及び申請は、登録証を除き、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

別記第1号様式中「㊟」を削る。

（獣医療法施行細則の一部改正）

第113条 獣医療法施行細則（平成5年北海道規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 前項の届出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第4条に次の1項を加える。

4 第1項（前項において準用する場合を含む。）の規定による報告は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

別記第1号様式中「㊟」を削る。

（農業保険法施行細則の一部改正）

第114条 農業保険法施行細則（昭和34年北海道規則第8号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「記載して印を押さなければ」を「記載しなければ」に改める。

本則に次の1条を加える。

（電子メールによる提出）

第15条 法、農業保険法施行令、省令及びこの規則により知事に提出すべき書類は、当該書類に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識するこ

とができない方式で作られた記録をいう。)をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

附則別記様式中「㊤」を削る。

別記第1号様式、別記第4号様式から別記第10号様式まで及び別記第12号様式中「㊤」を削る。

(北海道立農業大学校管理規則の一部改正)

第115条 北海道立農業大学校管理規則(昭和49年北海道規則第45号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第1号様式の3まで及び別記第6号様式中

「
北海道収入証紙貼付欄(消印すること。)

を

「
北海道収入証紙貼付欄

に改める。

(農業協同組合法施行細則の一部改正)

第116条 農業協同組合法施行細則(平成15年北海道規則第73号)の一部を次のように改正する。

第26条、第30条、第33条第2項、第34条、第34条の2及び第38条中「書面」を「書類」に改める。

第42条第2号を次のように改める。

(2) 組合員又は会員が請求に同意したことが確認できる書類

第42条第3号中「書面」を「書類」に改める。

第44条第2号を次のように改める。

(2) 組合員又は会員が請求に同意したことが確認できる書類

第44条第3号中「書面」を「書類」に改める。

第45条中「書面又は」を削る。

本則に次の1条を加える。

(電子メールによる提出)

第46条 法、省令、信用事業命令、組織変更省令又はこの規則の規定により提出する書類は、当該書類に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

別記第5号様式から別記第7号様式までの規定中「㊤」を削る。

別記第8号様式中「㊤」を削り、「書面」を「書類」に改める。

別記第9号様式から別記第11号様式の2までの規定中「㊤」を削る。

別記第12号様式中「㊤」を削る。

別記第13号様式及び別記第13号様式の2中「㊤」を削る。

別記第14号様式中「㊤」及び「書面による」を削る。

別記第15号様式中「㊤」を削り、「書面同意者数」を「同意者数」に改める。

別記第16号様式から別記第17号様式の2までの規定中「㊤」を削る。

別記第18号様式中「㊤」を削る。

別記第19号様式中「㊤」を削り、「書面」を「書類」に改める。

別記第20号様式中「㊤」を削る。

別記第21号様式及び別記第22号様式中「㊤」を削り、「書面」を「書類」に改める。

別記第23号様式中「㊤」を削る。

別記第24号様式中「㊤」を削り、「書面」を「書類」に改める。

別記第25号様式から別記第27号様式までの規定中「㊤」を削る。

別記第29号様式中「㊤」を削り、「書面」を「書類」に改める。

別記第31号様式及び別記第32号様式中「㊤」を削る。

別記第34号様式中「㊤」を削る。

別記第35号様式中「㊤」を削る。

別記第35号様式の2中「㊤」を削り、「書面」を「書類」に改める。

別記第35号様式の3中「㊤」を削る。

別記第36号様式から別記第37号様式の2までの規定中「㊤」を削り、「書面」を「書類」に改める。

別記第38号様式及び別記第39号様式中「㊤」を削る。

別記第40号様式中「㊤」を削る。

別記第41号様式中「㊤」を削り、「書面」を「書類」に改める。

別記第42号様式中「㊤」を削る。

別記第42号様式の2中「㊤」を削る。

別記第43号様式中「㊤」を削る。

別記第43号様式の2及び別記第44号様式中「㊤」を削る。

別記第45号様式中「㊤」を削る。

別記第46号様式及び別記第48号様式中「㊤」を削り、「請求に同意した組合員又は会員が記名押印した同意書」を「組合員又は会員が請求に同意したことが確認できる書類」に、「書面」を「書類」に改める。

別記第49号様式及び別記第50号様式中「㊤」を削る。

（北海道有補償財産の譲与に関する条例施行規則の一部改正）

第117条 北海道有補償財産の譲与に関する条例施行規則（昭和39年北海道規則第90号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第3号様式から別記第5号様式までの規定中「㊤」を削る。

（北海道有土地改良財産の譲与に関する条例施行規則の一部改正）

第118条 北海道有土地改良財産の譲与に関する条例施行規則（昭和48年北海道規則第41号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第2号様式、別記第4号様式から別記第6号様式まで、別記第8号様式から別記第9号様式まで、別記第11号様式及び別記第12号様式その1中「㊤」を削る。

（農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行細則の一部改正）

第119条 農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行細則（令和元年北海道規則第36号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第9号様式までの規定中「印」を削る。

第7章 水産林務部関係

（北海道沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正）

第120条 北海道沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年北海道規則第71号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊤」を削る。

別記第3号様式中「㊤」を削る。

別記第4号様式中「㊤」を削り、同様式借用証書裏面の事項中「し、各人の確認印を押印」を削る。

別記第5号様式中「㊤」を削り、同様式（注）中「し、各個人の確認印を押印した書面を添付」を削る。

別記第6号様式中「㊤」を削る。

別記第7号様式中「㊤」を削る。

（北海道漁港管理条例施行規則の一部改正）

第121条 北海道漁港管理条例施行規則（昭和32年北海道規則第64号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条を次のように改める。

第4条及び第5条 削除

第6条に次の1項を加える。

4 前3項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第6条の2に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第6条の3に次の1項を加える。

3 第1項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第10条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項及び第3項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第13条に次の1項を加える。

9 第1項及び第2項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第14条に次の1項を加える。

3 第1項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第18条に次の1項を加える。

3 第1項本文の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

別表を削る。

別記第1号様式から別記第1号様式の5まで、別記第5号様式及び別記第5号様式の3中「㊤」を削る。

別記第5号様式の4中「第10条第5項」を「第10条第6項」に改める。

別記第6号様式から別記第8号様式まで及び別記第11号様式から別記第14号様式までの規定中「㊤」を削る。

（漁港漁場整備法施行細則の一部改正）

第122条 漁港漁場整備法施行細則（昭和48年北海道規則第92号）の一部を次のように改正する。

第3条の2に次の1項を加える。

3 第1項の申請書（添付書類を除く。）は、当該申請書に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第13条に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第14条に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

別記第1号様式から別記第3号様式まで、別記第5号様式及び別記第6号様式中「㊤」を削る。

(漁船法施行細則の一部改正)

第123条 漁船法施行細則（昭和26年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第4号様式までの規定中「㊤」を削る。

別記第5号様式中「㊤」を削る。

別記第7号様式中「㊤」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第8号様式中「㊤」を削る。

(北海道漁業における資源管理の状況等の報告に関する規則の一部改正)

第124条 北海道漁業における資源管理の状況等の報告に関する規則（令和2年北海道規則第97号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

3 第1項の報告書は、当該報告書に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。この場合においては、同項の規定（提出部数に係る部分に限る。）は、適用しない。

(北海道漁業等の免許の申請に関する規則の一部改正)

第125条 北海道漁業等の免許の申請に関する規則（令和2年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第4号様式までの規定中「㊤」を削る。

(北海道林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正)

第126条 北海道林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和51年北海道規則第91号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第6条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第9条第1項中「第5条後段」を「第5条第1項後段」に改め、同条第2項中「第5条」を「第5条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第12条中「第5条後段」を「第5条第1項後段」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定による報告は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを

送信する方法により行うことができる。

第13条に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第14条第1項中「前条」を「前条第1項」に改める。

第16条中「第13条」を「第13条第1項」に改める。

別記第1号様式中「㊤」を削り、「第5条の」を「第5条第1項の」に改める。

別記第2号様式中「㊤」を削る。

別記第3号様式中「㊤」を削る。

別記第4号様式中「㊤」を削る。

別記第6号様式中「㊤」を削る。

別記第7号様式中「㊤」を削り、「第13条の」を「第13条第1項の」に改める。

別記第8号様式中「㊤」を削る。

(北海道立北の森づくり専門学院管理規則の一部改正)

第127条 北海道立北の森づくり専門学院管理規則（令和元年北海道規則第35号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「
北海道収入証紙貼付欄（消印すること。）
」

を

「
北海道収入証紙貼付欄
」

に改める。

別記第3号様式中「㊤」を削る。

別記第4号様式中

「
北海道収入証紙貼付欄（消印すること。）
」

を

「
北海道収入証紙貼付欄
」

に改める。

（森林法施行細則の一部改正）

第128条 森林法施行細則（平成25年北海道規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「添付書類」を「添付書類等」に改め、同条に次の1項を加える。

4 省令第4条に規定する申請書（位置図及び区域図を除く。）若しくは書類（登記事項証明書を除く。）又は前項に規定する書類（図面等を除く。）は、当該申請書又は書類に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。次条第3項において同じ。）をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。この場合においては、第25条第2項の規定は、適用しない。

第3条に次の1項を加える。

3 第1項の申請書又は前項の書類（省令第4条に規定する書類にあつては位置図、区域図及び登記事項証明書を除き、前条第3項に規定する書類にあつては図面等を除く。）は、当該申請書又は書類に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。この場合においては、第25条第2項の規定は、適用しない。

第4条中「前条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

第5条に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第6条に次の1項を加える。

3 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第7条に次の1項を加える。

4 前3項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第8条に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第9条に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第10条に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第11条に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第12条に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第21条第2項を削る。

別記第1号様式中「㊟」を削り、同様式末尾欄外注意事項中1の事項を削り、2の事項を1の事項とし、3の事項を2の事項とし、同注意事項4の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同事項を同注意事項3の事項とする。

別記第2号様式中「㊟」を削り、同様式末尾欄外注意事項を次のように改める。

注意事項 用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

別記第3号様式中「㊟」を削り、同様式末尾欄外注意事項を次のように改める。

注意事項 用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

別記第4号様式中「㊟」を削り、同様式末尾欄外注意事項中1の事項を削り、2の事項を1の事項とし、3の事項を2の事項とし、同注意事項4の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同事項を同注意事項3の事項とする。

別記第5号様式中「㊟」を削り、同様式末尾欄外注意事項中1の事項を削り、2の事項を1の事項とし、同注意事項3の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同事項を同注意事項2の事項とする。

別記第6号様式中「㊟」を削り、同様式末尾欄外注意事項中1の事項を削り、2の事項を1の事項とし、3の事項を2の事項とし、同注意事項4の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同事項を同注意事項3の事項とする。

別記第7号様式中「㊟」を削り、同様式末尾欄外注意事項中1の事項を削り、2の事項を1の事項とし、同注意事項3の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同事項を同注意事項2の事項とする。

別記第8号様式中「㊟」を削り、同様式末尾欄外注意事項中1の事項を削り、2の事項を1の事項とし、同注意事項3の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同事項を同注意事項2の事項とする。

別記第9号様式中「㊟」を削り、同様式末尾欄外注意事項中1の事項を削り、2の事項を1の事項とし、同注意事項3の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同事項を同注意事項2の事項とする。

別記第10号様式中「㊟」を削り、同様式末尾欄外注意事項中1の事項を削り、2の事項を1の事項とし、3の事項を2の事項とし、同注意事項4の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同事項を同注意事項3の事項とする。

別記第11号様式中「㊟」を削り、同様式末尾欄外注意事項中1の事項を削り、2の事項

を1の事項とし、同注意事項3の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同事項を同注意事項2の事項とする。

別記第12号様式中「㊤」を削り、同様式末尾欄外注意事項中1の事項を削り、2の事項を1の事項とし、同注意事項3の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同事項を同注意事項2の事項とする。

(北海道立道民の森管理規則の一部改正)

第129条 北海道立道民の森管理規則（平成2年北海道規則第51号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第6条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

別記第1号様式中「㊤」を削る。

別記第2号様式中「㊤」を削り、同様式注を削る。

第8章 建設部関係

(北海道沿岸水域の工事取締条例施行規則の一部改正)

第130条 北海道沿岸水域の工事取締条例施行規則（昭和24年北海道規則第189号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「（申請等の経由及び方法）」に改め、同条中「この規則により提出する申請書及び届書」を「条例及びこの規則の規定に基づく知事への申請及び届出」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の申請及び届出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「㊤」を削る。

別記第3号様式中「㊤」を削り、同様式末尾欄外注を削る。

別記第4号様式の1及び別記第4号様式の2中「㊤」を削る。

別記第5号様式中「㊤」を削り、同様式末尾欄外注を削る。

別記第6号様式中「㊤」を削り、同様式末尾欄外注を削る。

別記第7号様式中「㊤」を削る。

(河川法施行細則の一部改正)

第131条 河川法施行細則（昭和40年北海道規則第35号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中「㊤」を削り、同様式備考中2の事項を削り、3の事項を2の事項とし、4の事項を3の事項とする。

別記第4号様式中「㊤」を削り、同様式備考中2の事項を削り、3の事項を2の事項とする。

別記第5号様式中「㊤」を削り、同様式備考中1の事項を削り、2の事項を1の事項とし、3の事項を2の事項とする。

(砂防法施行細則の一部改正)

第132条 砂防法施行細則（昭和40年北海道規則第130号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「別記第1号様式」を「別記第1号様式の2」に改める。

第13条の見出しを「（申請等の経由及び方法）」に改め、同条第1項中「規定により砂防指定地又は砂防設備に関し知事に提出する書類は、」を「規定に基づく知事への申請及び届出は、当該申請及び届出に係る」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の申請及び届出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

別記第1号様式の2、別記第2号様式及び別記第5号様式中「㊤」を削る。

別記第6号様式中「㊤」を削り、同様式末尾欄外注を削る。

(地すべり等防止法施行細則の一部改正)

第133条 地すべり等防止法施行細則（昭和41年北海道規則第51号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「（申請等の経由及び方法）」に改め、同条中「定めるところにより知事に提出する書類」を「規定に基づく知事への申請及び届出」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の申請及び届出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

別記第1号様式から別記第5号様式まで及び別記第7号様式中「㊤」を削る。

(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部改正)

第134条 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則（昭和45年北海道規則第54号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出しを「（申請等の経由及び方法）」に改め、同条中「により知事に提出する書類は、当該申請又は届出」を「の規定に基づく知事への申請及び届出は、当該申請及び届出」に改め、「て、提出し」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の申請及び届出（第7条及び第8条の規定に基づく届出を除く。）は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「印」を削る。

別記第5号様式中「氏 名 印」を

「氏 名」に改め、同様式末尾欄外注を次のように改

める。

注 申請者が法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

(海岸法施行細則の一部改正)

第135条 海岸法施行細則（昭和45年北海道規則第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項中「とし、その提出部数は、正本及び写しの各一部」を削る。

第16条の見出しを「（申請等の経由及び方法）」に改め、同条中「に基づき知事に対してなすべき許可等の申請又は届出は、当該申請又は」を「の規定に基づく知事への許可等の申請及び届出は、当該申請及び」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の申請及び届出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

別記第1号様式その1中「㊟」を削る。

別記第4号様式中「㊟」を削り、同様式末尾欄外注を削る。

別記第5号様式中「㊟」を削り、同様式末尾欄外注を削る。

別記第6号様式中「㊟」を削り、同様式末尾欄外注を削る。

別記第7号様式から別記第9号様式までの規定中「㊟」を削る。

別記第12号様式中「㊟」を削り、同様式末尾欄外注を削る。

(公有水面埋立法施行細則の一部改正)

第136条 公有水面埋立法施行細則（昭和48年北海道規則第60号）の一部を次のように改正する。

第19条の見出しを「（申請等の経由及び方法）」に改め、同条第1項中「により知事に提出する書類は、当該申請、届出等」を「の規定に基づく知事への申請及び届出は、当該申請及び届出」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の申請及び届出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

別記第2号様式から別記第7号様式まで、別記第10号様式、別記第14号様式及び別記第15号様式中「㊟」を削る。

(北海道海域管理規則の一部改正)

第137条 北海道海域管理規則（昭和55年北海道規則第29号）の一部を次のように改正する。

第19条の見出しを「（申請等の経由及び方法）」に改め、同条第1項中「に基づき知事に対してなすべき」を「の規定に基づく知事への」に、「又は届出は、当該申請又は」を「及び届出は、当該申請及び」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の申請及び届出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「㊟」を削る。

別記第3号様式中「㊟」を削り、同様式注を削る。

別記第7号様式中「㊟」を削る。

別記第9号様式中「㊟」を削り、同様式注を削る。

別記第10号様式中「㊟」を削り、同様式末尾欄外注を削る。

(北海道道路管理規則の一部改正)

第138条 北海道道路管理規則（昭和58年北海道規則第79号）の一部を次のように改正する。第24条に次の1項を加える。

3 この規則により知事に対してなすべき申請、協議、届出又は申出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。この場合においては、前項の規定は、適用しない。

別記第12号様式中「㊟」を削り、同様式末尾注4の事項を削り、同様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第14号様式中「㊟」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第15号様式中「㊟」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部改正)

第139条 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（平成18年北海道規則第8号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出しを「（申請等の経由及び方法）」に改め、同条第1項中「規定により知事に提出する書類」を「規定に基づく知事への申請及び届出」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の申請及び届出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

別記第2号様式中「㊟」を削り、同様式末尾欄外備考を削る。

別記第4号様式中「㊟」を削り、同様式末尾欄外備考を削る。

別記第5号様式中「㊟」を削り、同様式末尾欄外備考を削る。

別記第6号様式中「㊟」を削り、同様式末尾欄外備考を削る。

(北海道屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第140条 北海道屋外広告物条例施行規則（昭和26年北海道規則第17号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式（表）中「㊟」を削り、同様式（裏）末尾欄外注5の事項中(4)を削り、(5)を(4)とし、(6)を(5)とし、(7)を(6)とする。

別記第2号様式（表）中「㊤」を削り、同様式（裏）末尾欄外注6の事項中(4)を削り、(5)を(4)とし、(6)を(5)とし、(7)を(6)とする。

別記第3号様式（表）中「㊤」を削り、同様式（裏）注5の事項中(3)を削り、(4)を(3)とし、(5)を(4)とし、(6)を(5)とする。

別記第3号様式の2及び別記第3号様式の3中「㊤」を削る。

別記第3号様式の4（表）中「㊤」を削り、同様式（裏）注5の事項中(3)を削り、(4)を(3)とし、(5)を(4)とする。

別記第4号様式中「㊤」を削り、同様式末尾欄外注5の事項中(4)を削り、(5)を(4)とし、(6)を(5)とし、(7)を(6)とする。

別記第8号様式の2中「㊤」を削る。

別記第10号様式の3中「㊤」を削り、同様式末尾欄外注を削る。

別記第11号様式（表）中 ㊤ を

北海道収入証紙	北海道収入証紙
貼 付 欄	貼 付 欄

北海道収入証紙	北海道収入証紙
貼 付 欄	貼 付 欄

に、

「氏名 ㊤」を

「氏名」に改める。

別記第11号様式の2から別記第11号様式の4まで、別記第13号様式（表）及び別記第14号様式中「㊤」を削る。

（宅地造成等規制法施行細則の一部改正）

第141条 宅地造成等規制法施行細則（昭和39年北海道規則第130号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「㊤」を削る。

別記第3号様式㊤中「㊤」を削り、「係員印」を「係員氏名」に改め、同様式㊤末尾欄外注5の事項を削る。

別記第3号様式の2及び別記第5号様式中「㊤」を削る。

別記第6号様式〔正〕中「㊤」を削り、

「係員 ㊤」を「係員氏名」に改める。

別記第7号様式中「㊤」を削る。

別記第9号様式中「氏名 印」を

「氏名」に改める。

（都市計画法施行細則の一部改正）

第142条 都市計画法施行細則（昭和45年北海道規則第82号）の一部を次のように改正する。

別記第6号様式及び別記第8号様式中

「氏名 印」を

「氏名」に改める。

別記第8号様式の2中「協議者 職 氏名 印」を

「協議者 職 氏名」に改める。

別記第8号様式の3中「氏名 印」を

「氏名」に、

5	法第34条の該当号及び該当する理由	を
6	その他の必要な事項	

5	自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	に改め、同様式末尾備考中2の事項及び3の
6	法第34条の該当号及び該当する理由	
7	その他の必要な事項	

事項を削り、4の事項を3の事項とし、5の事項を4の事項とし、1の事項を2の事項とし、同様式末尾備考に1の事項として次の1事項を加える。

1 変更許可申請者又は工事執行者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

別記第8号様式の3末尾備考に次の1事項を加える。

5 「開発行為の変更の概要」の欄（「その他必要な事項」の欄を除く。）は、変更前及び変更後の内容を対照させて記入すること。

別記第8号様式の4中「協議者 職 氏名」を

「協議者 職 氏名」に改める。

別記第9号様式中「氏 名」を

「氏 名」に改める。

別記第11号様式中「氏 名」を

「氏 名」に改める。

別記第12号様式中「氏名」を

「氏名」に改める。

別記第12号様式の2中「協議者 職 氏名」を「協議者 職 氏名」に改める。

別記第12号様式の3中「協議者 職 氏名」を

「協議者 職 氏名」に改める。

別記第13号様式中「氏名」を

「氏名」に改める。

別記第14号様式中「氏名」を

「氏名」に改める。

別記第16号様式中「氏名」を

「氏名」に改める。

別記第16号様式の2及び別記第16号様式の3中「印」を削る。

別記第19号様式中「氏名」を

「氏名」に改める。

（景観法施行細則の一部改正）

第143条 景観法施行細則（平成20年北海道規則第72号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「それぞれ正副2部を」を削り、同条に次の1項を加える。

5 行為の届出等は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

別記第1号様式（表）中「印」を削り、同様式（裏）末尾欄外注2の事項中「なお、氏名欄に自署した場合は、押印を省略することができます。」を削り、同様式（裏）中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第2号様式（裏）中「印」を削り、同様式（裏）注2の事項中「なお、氏名欄に自署した場合は、押印を省略することができます。」を削り、同様式（裏）中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第3号様式（表）中「印」を削り、同様式（裏）中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（北海道立都市公園条例施行規則の一部改正）

第144条 北海道立都市公園条例施行規則（昭和50年北海道規則第50号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（電子メールによる提出）

第9条 この規則の規定により提出する書類は、当該書類に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

別記第1号様式から別記第7号様式までの規定中「㊟」を削る。

別記第7号様式の3中「㊟」を削り、同様式末尾欄外注を削る。

別記第9号様式及び別記第12号様式中「㊟」を削る。

別記第13号様式中「㊟」を削り、同様式注を削る。

(北海道公共下水道の構造の技術上の基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第145条 北海道公共下水道の構造の技術上の基準等を定める条例施行規則（昭和58年北海道規則第82号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

3 第1項の申請書又は前項に規定する書類は、当該申請書又は書類に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第8条に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第10条に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第13条に次の1項を加える。

3 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第14条に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第15条に次の1項を加える。

3 第1項の申請書又は前項に規定する書類は、当該申請書又は書類に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第16条に次の1項を加える。

3 前2項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第18条に次の1項を加える。

3 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第19条に次の1項を加える。

3 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第20条の2に次の1項を加える。

2 前項の規定による届出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを

送信する方法により行うことができる。

第21条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定による届出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

別記第1号様式中「氏名又は名称 印」を

「氏名又は名称」に改める。

別記第2号様式中「申請者」を「届出者」に、「氏名又は名称 印」を

「氏名又は名称」に、

「職氏名 印」を

「職氏名」に改める。

別記第3号様式中「 年 月 日」を
北海道知事 印

「 年 第 号 月 日」に改める。
北海道知事 印

別記第4号様式から別記第6号様式までの規定中「印」を削る。

別記第7号様式中「氏名又は名称 印」を

「氏名又は名称」に改める。

別記第8号様式中「氏名又は名称 印」を

「氏名又は名称」に改める。

別記第9号様式、別記第10号様式、別記第12号様式及び別記第13号様式中「㊞」を削る。
(建築士法施行細則の一部改正)

第146条 建築士法施行細則（昭和25年北海道規則第257号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「印」を「_」に改め、同様式末尾欄外注意事項中2の事項を削り、3の事項を2の事項とし、4の事項を3の事項とし、5の事項を4の事項とする。

別記第1号様式の2中「印」を「_」に改め、同様式末尾欄外注意事項中2の事項を削り、3の事項を2の事項とし、4の事項から6の事項までを1事項ずつ繰り上げる。

別記第1号様式の3中「印」を削る。

別記第3号様式中「印」を「_」に改め、同様式末尾欄外注を次のように改める。

注 数字は、算用数字を用いてください。

別記第4号様式中「印」を「_」に改め、同様式末尾欄外注中3の事項を削る。

別記第5号様式中「印」を「_」に改め、同様式末尾欄外注中5の事項を削り、6の事項を5の事項とし、7の事項を6の事項とする。

別記第5号様式の2中「印」を「_」に改め、同様式末尾欄外注中3の事項を削り、4の事項を3の事項とし、5の事項を4の事項とする。

別記第7号様式中「印」を「_」に改め、同様式末尾欄外注中4の事項を削り、5の事項を4の事項とする。

別記第8号様式中「㊤」を削り、同様式末尾欄外（注）を次のように改める。

（注） ※印欄は、記入しないでください。

（宅地建物取引業法施行細則の一部改正）

第147条 宅地建物取引業法施行細則（昭和28年北海道規則第78号）の一部を次のように改正する。

別記第5号様式の2中「㊤」を削り、同様式末尾欄外注を次のように改める。

注 ※印欄は、該当するものを○で囲んでください。

別記第10号様式中「㊤」を削り、同様式末尾欄外注を削る。

別記第11号様式中「㊤」を削り、同様式末尾欄外注を削る。

別記第12号様式中「㊤」を削り、同様式末尾欄外注を削る。

（建築基準法施行細則の一部改正）

第148条 建築基準法施行細則（昭和48年北海道規則第9号）の一部を次のように改正する。

第27条を削る。

別記第3号様式から別記第5号様式までの規定中「㊤」及び「印」を削る。

別記第6号様式中「㊤」を削り、同様式備考を削る。

別記第6号様式の2中「㊤」を削り、同様式備考を削る。

別記第10号様式その1中「申請者 氏名 ㊤」を「申請者 氏名」に、

「8 図面作成者の住所 氏名 ㊤」

を

「8 図面作成者の住所 氏名」

に、

「係員 印 係員 印」

を

「係員氏名 係員氏名」

に改め、同様式その1末尾欄外注2の事項中「こと」の次に「。また、押印した者の印鑑登録証明書（法人の場合においては、印鑑証明書）並びに土地及び建物の登記事項証明書を添付すること」を加える。

別記第10号様式の2中「㊤」及び「印」を削る。

別記第11号様式中「申請者氏名 年 月 日 印」を

「申請者氏名 年 月 日」に、「係員印」を「係員氏名」に改める。

別記第12号様式、別記第14号様式及び別記第14号様式の2中「㊤」を削る。

別記第15号様式中「印鑑登録証明書」の次に「（法人の場合においては、印鑑証明書）」

を加え、「申請者 住所 氏名 ㊤」を

「申請者 住所 氏名」に改める。

第9章 出納局関係

（北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則の一部改正）

第149条 北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則（昭和35年北海道規則第100号）の一部を次のように改正する。

第9条に次の1項を加える。

4 第1項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第10条に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第12条第1項中「第9条第1項」の次に「及び第4項」を加える。

別記第4号様式その1中「立会人氏名」を

「立会人氏名」に、

「保管人 住所氏名」を

「保管人 住所氏名」に改め、同様式その1末尾欄外注1の

事項中「署名押印」を「署名」に改め、同注3の事項中「押印」を「署名」に改める。

別記第11号様式中「立会人氏名」を

「立会人氏名」に、

「受領者氏名（名称）」を

「受領者氏名（名称）」に改め、同様式末尾欄外注1の事

項中「署名押印」を「署名」に改める。

別記第13号様式及び別記第15号様式中「㊞」を削る。

別記第22号様式の2中「氏名（名称）」を

「氏名（名称）」に改める。

（北海道収入証紙条例施行規則の一部改正）

第150条 北海道収入証紙条例施行規則（昭和34年北海道規則第63号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「ちょう付し、申請書等の紙面と証紙の彩紋とにかけて、申請書等の作成者の印章又は署名により鮮明に消印して」を「貼付して」に改め、同条第3項中「ちょう付」を「貼付」に改める。

第4条の見出し中「証紙ちょう付」を「証紙貼付」に改め、同条第1項中「ちょう付さ

れ、かつ、消印」を「貼付」に改め、同条第2項中「前条第3項」を「前条第2項の規定により提出された申請書等又は同条第3項」に、「ちょう付証紙」を「貼付証紙」に改め、「自らの印章又は署名（特別の理由により知事の承認を受けた消印を用いる場合にあっては、当該消印）により」を削る。

第7条第1項後段を削り、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第9条に次の1項を加える。

4 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第10条に次の1項を加える。

5 前2項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第11条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第13条第2項中「とする」を「とし、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる」に改める。

第14条に次の1項を加える。

2 前項の規定による届出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第15条第1項中「により知事の」を「の申請書を知事に提出して、その」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項の規定による提出又は前2項の規定による届出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第16条第2項中「とする」を「とし、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる」に改める。

第17条に次の1項を加える。

2 前項の規定による届出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第19条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の請求は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

別記第2号様式、別記第4号様式から別記第8号様式まで及び別記第11号様式から別記

第13号様式までの規定中「㊟」を削る。

第10章 公安委員会関係

(運転免許試験場のコースの使用許可に係る申請等の特例に関する規則の一部改正)

第151条 運転免許試験場のコースの使用許可に係る申請等の特例に関する規則(平成21年北海道規則第82号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「はる」を「貼付する」に改める。

別記第1号様式(表)中「氏 名 印」を

「氏 名」に改め、同様式(表)末尾欄外注中1の

事項を削り、2の事項を1の事項とし、3の事項を2の事項とし、同様式(裏)中「印」を削る。

別記第2号様式中
「北海道収入証紙ちょう付欄」を「北海道収入証紙貼付欄」に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

(北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

3 北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年北海道規則第88号)の一部を次のように改正する。

第2条の表2の項中「第13条」を「第13条第1項」に改める。

(北海道経済部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

4 北海道経済部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成18年北海道規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条の表1の項(2)中「第8条第2項」を「第8条第3項」に改め、同表2の項中「第4条の2」を「第4条の2第1項」に改め、同表3の項(1)中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

(北海道農政部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

5 北海道農政部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年北海道規則第91号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第9条」を「第9条第1項」に改め、同条第5号中「第10条」を「第10条第1項」に改める。

(北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

6 北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年北海道規則第92号)の一部を次のように改正する。

第2条の表1の項(8)中「第8条」を「第8条第1項」に改め、同項(9)中「第9条」を「第9条第1項」に改め、同項(10)中「第10条」を「第10条第1項」に改め、同項(11)中「第11条」を「第11条第1項」に改め、同項(12)中「第12条」を「第12条第1項」に改める。